

10月から納付方法一部変更

年金受給者の介護保険料



応分の負担で生き生きとした生活（ひろせ老人福祉センターで）

年金受給者の介護保険料の納付方法は、年金から天引きされる特別徴収と、個別に納める普通徴収があります。十月からは非課税年金でも年間受給額が十八万円以上の人は普通徴収から特別徴収へ変更。該当者へは、七月十一日に「介護保険料額通知書」を送付しましたので、確認しましょう。

なお、介護保険料は所得税や市県民税の申告で社会保険料控除の対象になります。納付方法が変更になっても、一

年を通して領収書などを大切に保管しておきましょう。申告に必要なものは次のとおりです。

■普通徴収
納付書で納めた人は領収書を、口座振替で納めた人は来年一月に郵送される「振替済通知書」を用意。

■特別徴収
年金支払者から送付される「源泉徴収票」を用意。なお、源泉徴収票に記載された介護保険料額は一月から十二月までに天引きされたものです。本市が送付する「介護保険料額通知書」や「納入通知書」に記載された金額は四月から来年三月までのもののため、源泉徴収票の金額と異なります。

○：問い合わせは介護高齢福祉課 ☎890-6159へ。

取扱者試験と乙種第四類の準備講習

危険物を安全に扱うため

危険物取扱者試験と乙種第四類試験準備講習会を開催します。

■危険物取扱者試験
日時 11月26日(日)午前9時
会場 前工高(石関町)など
内容 ①甲種 ②乙種 ③丙種
手数料 ①は五千円 ②は三千四百円 ③は二千七百円 申し



ガソリンなど正しい知識で

込み 10月10日(火)～19日(木)（土曜を除く）に消防本部予防課、消防試験研究センター県支部（大渡町一丁目 ☎280-6123）へ直接。その他 試験案内は消防本部予防課、各消防署・分署などで配布

■乙種第四類試験の準備講習会
日時 11月1日(水)午前9時～午後4時 会場 消防本部
参加費 八千三百円 申し込み 10月10日(火)～19日(木)（土曜を除く）に前橋地区危険物安全協会（消防本部予防課内）へ直接。その他 申込用紙は消防本部予防課、各消防署・分署などで配布
○：問い合わせは消防本部予防課 ☎220-4509へ。

青少年問題の協議会委員を募集

施策にあなただの意見を

青少年の健全育成に関する施策の策定とその実施に当たり、協議会委員を募集します。子どもたちの健やかな成長のため、意見をお聞かせください。

対象 ① 次のすべてを満たす本市在住で二十歳以上の人、三

人（選考） ①教育、青少年問題、青少年の健全育成などに関係する職業や役職の経験がある ②平日昼間の会議に参加できる ③本市の付属機関の委員になっていない 申し込み 10月25日(水)までに郵送または直接。A4判用紙に横書き

（ワープロの場合は文字サイズ十三ポイント）で応募の動機や青少年問題について、日ごろ感じていることを八百字程度の小論文にまとめ、住所・氏名・性別・生年月日・職業・電話番号・略歴を明記し、〒371-0035前橋市岩神町三丁目一―一・総合教育プラザ内青少年課（☎231-5138）へ

7地区で市政懇談会を開きました

まちの安全・安心テーマに市長と

四月から「まちの安全・安心」をテーマに、市政懇談会を開催しています。市民の皆さんが市長と直接対話することで、行政に対する理解と認識を深めてもらうことが目的。中央・上川淵・天川・宮城・粕川・下川淵・大胡地区の七地区で行われた意見交換の一部を紹介します。

問い合わせは市政発信課 ☎890-6644へ。

避難場所などの詳しい地図を

Q 市内全域の防災マップはありますか。避難場所や避難経路を知りたいのですが。

A 現在、「安心マップ」がありますが、これに替わる新たな物を本年度中に作製し、毎戸配布する予定です。県からは、市内で土砂災害の恐れのある区域をまとめた地図が送られてきました。内容については市役所安全安心課へ問い合わせてください。

自主防災会の組織補助あります

Q 町で自主防災会を組織したいのですが、何か補助はあ

りますか。また、設立の届け出や申請手続きはどのようにすればよいのでしょうか。

A 自主防災会の設立には、災害用備品購入費の一部として、一回に限り十万円を限度に補助を行っています。設立の届け出や申請手続きについては市役所安全安心課へ相談してください。

各町ごとに訓練行つては

Q 総合防災訓練に参加しましたが、参加者が限られていました。各町でも、防災訓練を実施したらよいのではないのでしょうか。

A さまざまな災害を想定して、自主防災組織を中心に住

民の皆さんで訓練をしておく、いざというときに役に立つと思います。出前講座なども積極的に利用して、防災に対する意識を高めておくことも必要です。

協力者少なく続けられるか心配

Q 「まちの安全ひろげたい」活動やウォーキングバスの協力者が集まりません。そのため、協力者一人で背負う負担が大きく、続けられるか心配です。

A 長続きさせるためにも、地域の皆さんに無理のない範囲で協力をお願いしてはどうでしょうか。子どもを持つ親の世代は、仕事を持っている



地区の代表者と高木市長が熱心に話し合い（大胡地区で）

ことも多いため支え合いを。隣近所に周知をして、戸外に出るようにし、常に人の目があるということを犯罪者にアピールするだけでも犯罪の抑止力になります。

防犯パトロール中事件に遭ったら

Q 「まちの安全ひろげたい」活動やウォーキングバスなど

で防犯活動をしています。このようなパトロール中、もし事件に遭ってしまったら、どのように対処したらよいのでしょうか。

A 事件の内容や緊急度によりますが、まずは警察へ110番通報をしてください。町の駐在所や自治会長へは、その後の状況に応じて連絡をしてください。